

全 員 協 議 会 資 料

令和6年 8月20日

1. (仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) について

(教育委員会) . . . P 2・3

- ・ (仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業実施方針 (案)
. . . 別冊
- ・ (仮称) 名張市中学校給食センター整備運営事業要求水準書 (案)
. . . 別冊

2. その他 (報告)

(1) 総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について

(なばりの未来創造部) . . . P 4

- ・ 令和6年度総合計画推進状況報告書 (案) . . . 別冊
- ・ 第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [令和5年度の取組]
. . . 別冊

(2) 「ばりっ子すくすく計画 (第5次) ～子どもの健全育成に関する基本計画～」の推進状況について

(福祉子ども部) . . . P 5

- ・ 「ばりっ子すくすく計画 (第5次) ～子どもの健全育成に関する基本計画～」の推進状況について
. . . 別冊

(3) 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進状況及び同計画の改定時期の見直しについて

(福祉子ども部) . . . P 6～25

- ・ 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進状況について . . . 別冊

(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業実施方針(案)及び要求水準書(案)
について

1. 概要

本市の中学校給食の実施については、実施方式、建設予定地及び事業手法を決定し、令和6年2月の全員協議会において、基本計画に係る説明させていただき、その後、PFI手法のBTO方式(※)による給食センターの整備運営事業(以下「事業」といいます。)の実施に向けて、準備を進めてまいりました。

今回、事業を実施する事業者の募集に係る実施方針(案)及び要求水準書(案)を作成しましたので、報告します。

なお、これらの案は、今後、学識経験者を含む「(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会」や民間事業者からのご意見等を踏まえ、同年12月の募集要項の公表に向けて精査を行います。

※PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく手法の一つ。施設の建設後に所有権が民間事業者から市に移り、運営を民間事業者が行う方式のことをいいます。

2. 実施方針(案)について

PFI法では、PFI事業を実施する場合、事業者の募集に先立って、実施方針を策定し、公表することとされています。

実施方針の具体的な内容としては、事業の基本的事項のほか、応募者の資格要件、選定に係る具体的な内容やスケジュール、市と事業者のリスク分担、契約に関する事項等、応募する事業者に向けて公表する事項を記載しています。

3. 要求水準書(案)について

要求水準書とは、一般的な委託業務や請負業務における仕様書に相当する文書です。要求水準書には、事業の目的の達成のために事業者に対して要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、水準等を記載しています。

事業者が本市の要求する水準を満たした上でノウハウを発揮した提案を行うことで、事業費の縮減や、事業のサービスの質の向上を期待することができます。

この要求水準書(案)は、事業の基本計画に基づき、関係部局の意見を反映して作成

しました。

要求水準書（案）の第1、総則の基本的事項では、本市の中学校給食に係る基本的な考えとして、安全安心な衛生管理、アレルギー対応や手作り給食、持続可能な事業の実施、地産地消及び食育等について記載しました。

第2から第5までの施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務には、基本的事項に記載した内容を満たし、開業後の日々の業務を円滑に行うための事項について、詳細に記載しました。

4. 事業者選定に係るスケジュール

令和6年 8月8日 第1回 選定委員会

9月 実施方針（案）、要求水準書（案）の公表、民間事業者からの意見聴取

10月 第2回 選定委員会

11月 第3回 選定委員会

12月 募集要項等の公表

令和7年 4月 第4回 選定委員会

第5回 選定委員会（事業者からのプレゼンテーション、事業者の選定）

総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について

1. 総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

本市では、計画期間を令和5年度から10年間として、市政運営の総合的・基本的な指針を示す総合計画「なばり新時代戦略」（第1次基本計画：令和5～8年度、第2次基本計画：令和9～12年度）（以下「総合計画」といいます。）を策定し、3つの重点プロジェクト（産業をおこす、若者でにぎわいをおこす、地域と多様に関わる人をおこす）と7つの基本施策（はぐくむ、つなぐ、つくる、すすめる、ささえる、ととのえる、まもる）を柱とした様々な取組を進めています。

また、国が地方創生と人口減少社会の克服に向けた取組の一体的な推進を図ることを目的に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版総合戦略として、本市におきましても「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）を策定し、各種施策に取り組んでいるところです。

2. 推進状況の報告書について

総合計画に掲げる3つの重点プロジェクト及び7つの基本施策の令和5年度の取組等の推進状況を「令和6年度 総合計画推進状況報告書」（資料①）として、また、「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、3つの重点プロジェクト（元気創造プロジェクト、若者定住プロジェクト、生涯現役プロジェクト）の令和5年度の取組等の推進状況を「第2期 名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔令和5年度の取組〕」（資料②）として、それぞれ報告書にして整理しました。

なお、「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和6年度末に計画期間を終えるため、本年度に次期計画の策定に向けた取組を進めます。

3. 推進状況の公表について

各推進状況の報告書については、市ホームページで公表するほか、各市民センターに備え付けることで周知するとともに、本市の施策について市民から意見を募り、寄せられた意見については、今後の市政運営の参考として取り扱います。

「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」の 推進状況について

1. ばりっ子すくすく計画について

本市では、次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画」を策定しました。その後3年ごとに見直しを行い、現在は、令和4年度から令和6年度までの第5次計画に基づき施策を推進しています。

2. ばりっ子すくすく計画（第5次）の推進状況について

ばりっ子すくすく計画では、子どもの大切な権利である、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利を四つの柱として、市や学校等が取り組む行動計画を支えている事業ごとに「令和5年度の取組実績」、「令和5年度の取組実績に対する課題」として整理しました。

3. 第5次における新たな取組について

第5次の計画では、子どもを健全に育成するための取組を着実に引き継いでいくことが重要との考えから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしましたが、社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組について計画に反映するよう見直しを行いました。

その中で、新たな行動計画として位置付けたものが、育まれる権利における「7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します」の取組目標であり、ヤングケアラーの支援をはじめ、子どもの貧困対策を推進するとともに、外国籍の子どもへの支援の充実を図るものです。

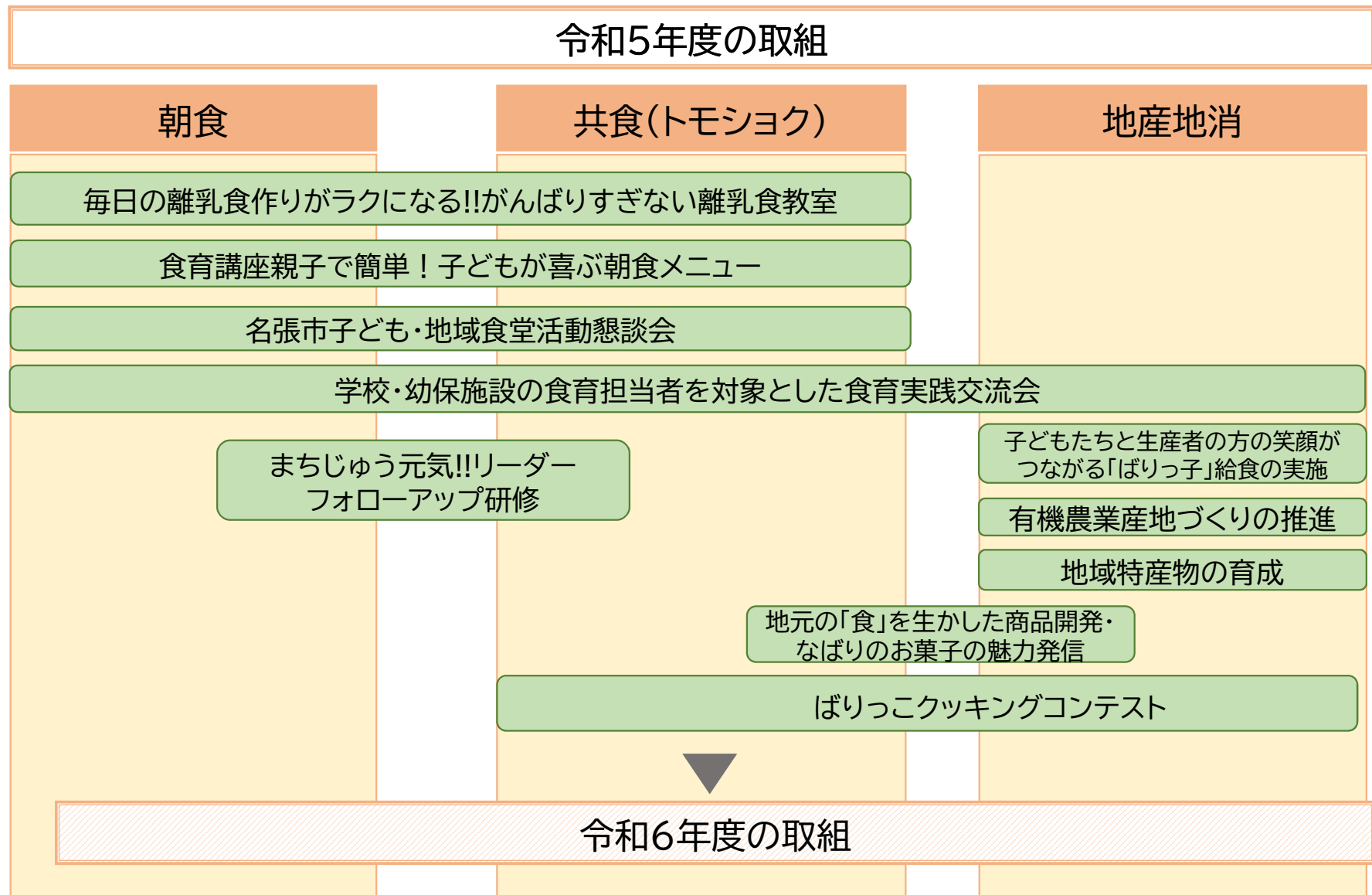
また、同様に特に注視すべき取組として掲げている「相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進」や「『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実」については、各取組の中において反映しています。

4. 資料の公表について

令和5年度の「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」の推進状況については、市ホームページで公表します。

第2次名張市ばりばり食育推進計画に係る 「令和5年度の実組」及び 「令和6年度の計画」について





毎日の離乳食作りがラクになる！！がんばりすぎない離乳食教室

- 令和6年2月17日に、子どもの発達及び発育に合わせた離乳食の進め方を、調理実習を通して学び、離乳食を楽しく進めるための教室を開催しました。また、保護者が交流できる場を提供することにより、保護者同士がつながりを持つ機会としました。参加者は7組10人で、野菜たっぷり白身魚のみそ汁を調理し、大人用の食事から取り分けて離乳食にする方法を実習しました。夫婦での参加も多く、「楽しく簡単に作ることができた」との意見がありました。



健康・子育て支援室

食育講座親子で簡単！子どもが喜ぶ朝食メニュー

- 令和5年9月9日に「親子で簡単！子どもが喜ぶ朝食メニュー」をテーマに食育講座を開催しました。7組17人の参加者が「イングリッシュマフィンサンド」「サラダ」「野菜のポトフ」等を調理し、試食を行いました。参加した父親からは「はじめて子どもと一緒に料理をする機会になった」という声がありました。また、子どもからは「自分で料理した野菜は食べるとおいしかった」と声がありました。朝食を食べることの大切さについての説明もあり、参加者からは「今回の朝食レシピをまた家庭でも作りたい」という声が聞かれました。



健康・子育て支援室

名張市子ども・地域食堂活動懇談会

- 子ども食堂及び地域食堂は、成り立ちや運営形態、コンセプトなどが各運営団体によって違っており、団体間の連絡体制がなく、つながりが薄かったため、子ども食堂と地域食堂、市、社会福祉協議会による懇談会を令和5年度に初めて開催しました。
- 市が市民の方から提供を受けた食材の分配等に係る情報共有、連絡体制の構築に関して、この懇談会において協議しました。



子ども家庭室

学校・幼保施設の食育担当者を対象とした食育実践交流会

- 令和6年2月2日に、学校、幼保施設の食育担当者を対象とした食育実践交流会を開催し、47人の参加がありました。地域や各種団体との連携を基にした取組や、連携の工夫、家庭への朝食の必要性の啓発について情報交換を行い、各学校、幼保施設の取組に反映していく機会としました。
- 名張市の食育推進の状況等について、美旗小学校の食文化や地域食材を生かした食育の取組、みはた虹の丘こども園の地域との連携を生かした食育の取組から学ぶとともに、各学校と幼保施設が実践を交流する場を設定し、担当者同士による熱心な議論が行われました。



学校教育室

子どもたちと生産者の方の笑顔がつながる「バリっ子給食」の実施

- 地場産物を学校給食の食材に活用した「バリっ子給食」を月2回以上実施しました。給食の時間には担任や給食委員から名張産の食材の話やクイズなどを行うことにより地場産物への理解を深めました。
- 教室では、「この〇〇（野菜）おいしい」といった声がいつもより多く聞かれました。また、生産者の方からは、子どもたちがおいしいと言って食べてくれると、野菜を作る励みになるといった声もいただいています。



教育総務室

まちじゅう元気!!リーダーフォローアップ研修

- 令和6年1月31日に、健康づくり、介護予防を目的に地域で活動する「まちじゅう元気!!リーダー」のフォローアップ研修として「ごぼう先生と楽しむ体操講座」を開催し、115人が参加しました。五つのキーワード「テクテク」「モグモグ」「ワクワク」「コツコツ」「ドキドキ」をテーマに体を動かしながら介護予防について学ぶ機会を提供しました。また、栄養状態が良好な人は低栄養の人に比べて、生存率が4倍高いことを啓発しました。



健康・子育て支援室

3. 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承

4. 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進

有機農業産地づくりの推進

- 「地元有機農産物を使った「食」が楽しめる名張」を目指し、生産者実態調査、消費者意識調査、有機農業基礎研修等を行いながら、学校給食での試行的活用・食育、飲食店等での試行提供、オーガニックマルシェの開催など、今後の有機農産物の生産、販路及び消費の拡大につなげる取組を進めました。



農林資源室

地域特産物の育成

- タネ菜の生産者が市庁舎1階でレシピ紹介を行いながら販売を実施し、PRに努めました。また、万博首長連合主催の万博弁当プロジェクト第2弾でタネ菜が採用され、全国各地の自慢の産品と一つの弁当となり、万博の機運醸成の促進と共に地域の魅力として発信されました。
- 山椒の生産、販路及び消費の拡大に向け、市内事業者如山椒を活用したメニュー等の開発に取り組んでいただきました。



農林資源室

地元の「食」を生かした商品開発・なばりのお菓子の魅力発信

- 三重県立名張高等学校が実施した『なばりの「食」に関する取組』に対して支援を行いました。
- ・ 総合ビジネス系列ビジネス専攻の2年生が地元の「食」を生かした商品開発として、青蓮寺で作られたぶどうを使った商品を企画し、市内のカフェなどの協力を得て商品化しました。また、その商品を隠街道市と三重県産業教育フェアで販売しました。
- ・ 文理アドバンス系列人文専攻の2年生（有志）が、初瀬街道となばりのお菓子の魅力を伝えるリーフレットを作成し、「「食べてだあこ」名張のお菓子でおもてなし条例」や「なばりでお菓子屋さんめぐり」など、なばりのお菓子の魅力を発信しました。



観光交流室

ばりっこクッキングコンテスト

- 令和5年11月5日に、普段家で食べているメニューを知ること、食への関心、興味、食品ロス削減意識の向上につながるきっかけとなることを目的として、市内の小学生を対象に名張近鉄ガス株式会社の主催により、ばりっこクッキングコンテストが開催されました。このイベントでは、事前に小学生が考えたメニューを主催側が審査し、審査の結果、残ったメニューの作成者と保護者がペアとなって実際にそのメニューを作るというものです。いずれの作品も素晴らしく、明日から真似できるメニューばかりでした。



環境対策室

目標値

目標値

項目		策定時 (平成30年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
①	朝食を毎日食っている児童の割合（小学6年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食っている」「どちらかといえば食っている」と回答した割合	93.3%	95.3%	92.5%	95.4%	95.0%	95.1%	97.0%
	朝食を毎日食っている生徒の割合（中学3年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食っている」「どちらかといえば食っている」と回答した割合	92.0%	96.1%	91.8%	93.0%	92.0%	92.1%	97.0%
②	学校給食における名張産食材を使用する割合 「学校給食における地場産物活用状況調査」食材数ベース	20.8%	23.7%	23.7%	23.3%	20.2%	23.3%	30.0%
③	児童生徒の肥満傾向児の割合 「学校健康状態調査」肥満度20%以上の児童生徒の割合	7.9%	8.4%	8.7%	8.9%	9.7%	9.4%	6.0%
④	40歳以上の肥満者の割合 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診しBMIが25%以上の人の割合	26.2%	27.6%	28.1%	29.3%	27.5%	27.1%	20.0%
⑤	特定健康診査受診率（国民健康保険） 【データヘルス計画】名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診した割合	42.4%	43.1%	43.3%	43.9%	44.1%	42.6%	60.0%
⑥	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合 【市民意識調査】	77.8%	81.6%	81.5%	81.7%	82.0%	80.0%	83.0% ※（令和4年度）
⑦	名張の農産物（米・果樹・野菜等）の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合 【市民意識調査】	46.6%	42.4%	43.8%	42.1%	43.3%	—	47.3% ※（令和4年度）
	参考） 名張市の農産物を消費している市民の割合（地産地消の割合）					68.1%	66.3%	73.8% ※（令和8年度）

※目標値は、総合計画で設定する目標値・目標年度を設定しています。

「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の改定時期の見直しについて

名張市ばりばり食育推進計画（以下単に「市計画」といいます。）は、平成26年に施行の名張市ばりばり食育条例に基づき、平成27年度からの5年間の計画として策定しました。令和2年度からは第2次計画とし、計画期間を令和6年度までとして取組を進めているところです。

食育基本法では、市町村は食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、食育の推進に関する施策についての計画を作成するように努めなければならないとされていますが、市計画は、国の食育推進基本計画及び三重県食育推進計画（以下「食育推進基本計画等」といいます。）の策定よりも先行して策定していることから、計画の位置付けの整合性を図るため、市計画の改定時期の見直しを行おうとするものです。

食育推進基本計画等は、令和7年度で計画期間が終了し、次期計画が令和8年度からとなることから、第2次市計画の計画期間を同年度まで2年間延長し、同年度に食育推進基本計画等を基本として第3次市計画の策定を行い、計画期間の開始を令和9年度からとします。

第2次市計画の期間を延長した場合については、同計画の内容が国の第4次食育推進基本計画及び第4次三重県食育推進計画と大きく異なる部分がないことから、修正等は行わず施策の取組を進めます。あわせて、目標値についても、市計画の内容に修正がなく、令和5年度時点で目標値が未達であることから、変更等は行わず、引き続き目標値として設定し、取組を推進します。

名張市ばりばり食育条例（平成26年4月1日施行）

第19条 市は、**基本法第18条第1項の規定**により、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、名張市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

食育基本法（平成17年7月15日施行）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

食育推進計画の策定状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
国	食育 基本法	第1次(H18～H22)					第2次(H23～H27)					第3次(H28～R2)					第4次(R3～R7)					第5次(R8～R12)						
三重県			第1次(H19～H22)					第2次(H23～H27)					第3次(H28～R2)					第4次(R3～R7)					第5次(R8～R12)					
名張市										条例	第1次(H27～R1)					第2次(R2～R6)					延長(2年)		第3次(R9～R13)					

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の概要

食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

<食をめぐる現状・課題>

- ・生活習慣病の予防
- ・高齢化、健康寿命の延伸
- ・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・世帯構造や暮らしの変化
- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・総合食料自給率（カロリーベース）38%(令和元年度)
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）612万トン(平成29年度)
- ・地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危機
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

基本的な方針(重点事項)

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<重点事項>

社会・環境・文化の視点
持続可能な食を支える食育の推進

連携

<横断的な重点事項> 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 横断的な視点

・ これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

食育推進の目標

- ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・ 学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・ 産地や生産者への意識
- ・ 環境に配慮した農林水産物・食品の選択 等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進:

- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・ 在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・ 栄養教諭の一層の配置促進
- ・ 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・ 地域における共食の推進
- ・ 日本型食生活の実践の推進
- ・ 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開: 食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・ 食品表示の理解促進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・ 農林漁業体験や地産地消の推進
- ・ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・ 中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・ 学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす		
①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす		
④朝食を欠食する子供の割合	4.6%※	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす		
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g※	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下

注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%※	100%

※は令和元年度の数値

(参考)第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

＜重点事項＞

国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

＜関連する主な取組＞

- （子供の基本的な生活習慣の形成）
 - ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により普及啓発を推進
- （学校、保育所等における食育の推進）
 - ・栄養教諭・管理栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進
- （健康寿命の延伸につながる食育の推進）
 - ・「健康日本21（第二次）」や「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等、健全な食生活等につながる食育を推進
 - ・「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大や生産・流通支援等を通じ、野菜や果物の摂取量増加を促進
 - ・食育に対する無関心層への啓発を含め、適切な情報提供方法など自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携し推進
 - ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進
- （貧困等の状況にある子供に対する食育の推進）
 - ・「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関し支援
 - ・「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対し支援
 - ・経済的に困難な家庭等に食品等を届ける子供宅食等に関し支援



＜重点事項＞

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

＜関連する主な取組＞

〔食と環境の調和〕

- ・我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定
- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発
- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

〔農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化〕

- ・食への関心と理解を深めるべく農林漁業体験活動を促進。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、送り側(学校等)への活動支援や活動情報提供、受入側(農山漁村等)の体制整備への支援等を推進
- ・我が国の食料需給の状況への理解促進や、地産地消の推進や生産者と消費者との交流促進等を進め、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進

〔日本の伝統的な和食文化の保護・継承〕

- ・地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域活性化や環境への負荷の低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待
- ・「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承
- ・地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、郷土料理のデータベース化やデジタルツール活用を推進
- ・学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

＜横断的な重点事項＞「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

＜関連する主な取組＞

- ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを出創するデジタル化に対応した食育を推進（デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要）
- ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

第4次三重県食育推進計画（令和3～7年度）

概要

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

これまでの取組において、小中学校における食育推進組織の設置など食育を推進する体制が進んだ一方で、小中学生の朝食の喫食や学校給食への地場産物導入、成人の健康に配慮した食生活の実践などは、当初の計画どおりに進展していません。適切な生活リズムの習得や若い世代も含めた生活習慣病の予防、農林水産物とその生産現場への理解増進等に向けて、さらなる取組の充実が必要となっています。

2 食育をめぐる現状

SDGsの達成に向けて、食育の推進が果たす役割に期待が寄せられている中、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年に施行され、取組の充実が求められています。

また、県では、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営を促進しているところであり、市町や企業等関係機関と連携して食育の視点を通じた健康づくりの取組を進めているところです。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による、地産地消への意識の高まりやデジタル化の進展など、食育を取り巻く環境変化への対応も必要となっています。

3 第4次三重県食育推進計画の策定の方向性

これまでの取組と課題と食育をめぐる現状、国の第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）（案）の概要をふまえ、「みえの食育」に取り組むこととします。

<3つの取組方針～生活・地域・環境～>

取組方針については、

- ・健全な食生活の実現に向けて、家庭・学校・幼稚園・保育所等、職場を含めた地域などにおける生涯を通じた切れ目のない取組が重要であること。
- ・消費者に対する地域の農林水産業への理解促進や食文化の維持・継承を進めるには、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を深め、地域全体で取り組む必要があること。
- ・環境と調和のとれた食料の生産や消費の推進がより一層重要となっていること。

をふまえて、第4次計画の取組方針を「生活」、「地域」および「環境」の3つの観点から整理しました。

<具体的な施策>

3つの取組方針に基づき、農林漁業者や食品関連事業者、ボランティア、教育関係者、市町等の関係者との連携・協働を図りながら、効果的な情報発信や研修などを行ううえで、デジタル（オンライン）技術を活用しつつ具体的な施策を展開します。

<目標項目>

「みえの食育」に取り組む方針の**主指標**として、さらに取組を充実させる**第3次計画の項目を継続するとともに、新たに必要項目を加えました。**

また、具体的な**施策の進展状況を適切に把握するための副指標**を新たに設けました。

<計画期間>

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2 「みえの食育」に取り組む方針および目標項目

1 豊かな生活を支える食育の推進

年齢や生活様式を問わず、**全ての県民の皆さんが健康で充実した食生活を実現**できるよう、施策を講じます。特に、乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成に資する取組、高齢者の健康寿命の延伸、健康づくりや生活習慣病の予防、食生活の多様化をふまえた「日本型食生活」の推進につながる取組など、**生涯を通じた切れ目のない食育の取組を推進**する他、食事を楽しみ、つながりを大切にする共食機会の創出による食育推進に取り組みます。

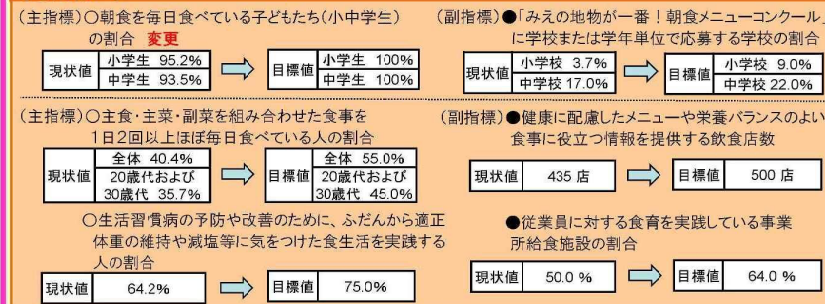
家庭においては、**健康な食生活の実現**に向けて食品の適切な選択や食の安全に配慮した取扱への理解促進を行うとともに、**災害を意識した食の備え**の啓発に取り組みます。

また、**学校、幼稚園および保育所等**においては、栄養教諭や栄養士等を中核として、関係者が連携した**食育の体系的・継続的な実施**を推進します。

さらに、**多様なつながり**による取組として、**従業員等の健康に配慮した食育の推進**を図る企業等や健康に配慮した食事や食品を提供する食品関連事業者の取組を支援します。



指標項目



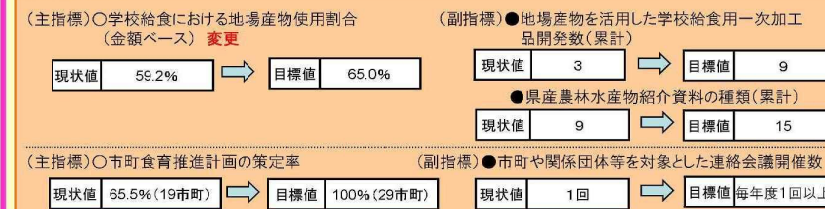
2 豊かな地域を支える食育の推進

地産地消運動や、農林漁業者等との交流、農林漁業体験の推進に係る施策等を講じることで、県民が県産農林水産物に触れ親しむ機会を増やし、**県民に生産者をはじめ、「食」に関わる多くの関係者のつながりにより、食が支えられていること**を知る機会を増やします。

また、各地域の気候・風土に応じて生産されるさまざまな農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、**農林水産業や食文化が次の世代へ維持・継承**されるよう支援を行います。



指標項目



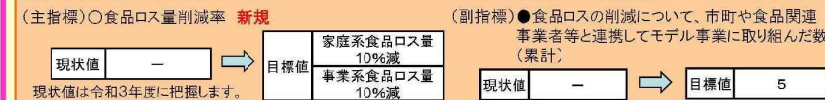
3 豊かな環境を支える食育の推進

環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理、**環境と調和のとれた持続可能な食料生産**等の重要性を情報発信し、理解促進を図ります。

また、人や社会・環境に配慮した消費行動である「**倫理的消費(エシカル消費)**」の啓発を行うとともに、食品ロスの削減に向けて、食品関連事業者や教育関係者、市町等多様な関係者との連携・協働を図ります。



指標項目



第3 具体的施策

1 豊かな生活を支える食育の推進

(1) 家庭での取組

- 生活リズムの向上
- 望ましい食習慣や知識の習得
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- 青少年およびその保護者に対する食育推進
- 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進
- 健康寿命の延伸につながる食育推進
- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- 災害を意識した「食」の備えの啓発 **新規**

(2) 学校、幼稚園および保育所等での取組

- 学校における食に関する指導の充実
- 学校給食の教育的意義を高める取組
- 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- 就学前の子どもに対する食育推進

(3) 多様なつながりによる取組

- 専門的知識を有する人材の養成・活用
- 食の安全・安心確保に関する取組
- 食品関連事業者等による食育推進
- 職場における従業員等の健康に配慮した食育推進 **新規**
- 多様なつながりによる共食の推進 **新規**

2 豊かな地域を支える食育の推進

(1) 農林水産業の理解を深める取組

- 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- 農林漁業体験を通じた食育推進

(2) 市町食育推進計画の作成支援 **新規**

3 豊かな環境を支える食育の推進

(1) 環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組

- 持続的な生産方法や資源管理等に関する普及啓発 **新規**
- エシカル消費の啓発 **新規**
- 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組

第4 推進体制

関係部局を構成員とする「三重県食育推進連絡会議」を開催し、計画の進捗管理を行うとともに、計画の実現に向けて、関係部局間の情報共有や連携等により課題解決を図ります。

また、市町や食育関係団体等が参加する「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、食育推進に向けた機運の醸成を図ります。

三重県食育推進連絡会議構成部局

農林水産部、医療保健部、教育委員会事務局、防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部、雇用経済部

目標値

項目		策定時 (平成30年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標値 (令和8年度)
①	朝食を毎日食べている児童の割合（小学6年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した割合	93.3%	95.3%	92.5%	95.4%	95.0%	95.1%				97.0%
	朝食を毎日食べている生徒の割合（中学3年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した割合	92.0%	96.1%	91.8%	93.0%	92.0%	92.1%				97.0%
②	学校給食における名産産食材を使用する割合 「学校給食における地場産物活用状況調査」食材数ベース	20.8%	23.7%	23.7%	23.3%	20.2%	23.3%				30.0%
③	児童生徒の肥満傾向児の割合 「学校健康状態調査」肥満度20%以上の児童生徒の割合	7.9%	8.4%	8.7%	8.9%	9.7%	9.4%				6.0%
④	40歳以上の肥満者の割合 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診しBMIが25%以上の人の割合	26.2%	27.6%	28.1%	29.3%	27.5%	27.1%				20.0%
⑤	特定健康診査受診率（国民健康保険） 【データヘルス計画】名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診した割合	42.4%	43.1%	43.3%	43.9%	44.1%	42.6%				60.0%
⑥	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合 【市民意識調査】	77.8%	81.6%	81.5%	81.7%	82.0%	80.0%				85.0% ※（令和8年度）
⑦	名張の農産物（米・果樹・野菜等）の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合 【市民意識調査】	46.6%	42.4%	43.8%	42.1%	43.3%	—	—	—	—	—
	参考） 名張市の農産物を消費している市民の割合（地産地消の割合）					68.1%	66.3%				73.8% ※（令和8年度）

※目標値は総合計画で設定する目標値・目標年度を設定しています。